

まちづくり市民会議市民委員の募集要領

(平成21年5月19日決裁)

(目的)

第1条 この要領は、第四次浦添市総合計画の策定に係る「まちづくり市民会議設置要綱」(平成21年5月19日決裁)第4条第2項の規定による市民委員の公募について定めることを目的とする。

(応募資格)

第2条 市民委員に応募することができる者は、浦添市のまちづくりに関心のある18歳以上の者で、継続して会議に出席することができる者とする。

(募集方法)

第3条 市民委員の募集は、「広報うらそえ」等に掲載することにより行う。

(応募方法)

第4条 市民委員に応募しようとする者(以下「応募者」という。)は、所定の申込書(別記様式。)により、市長に申し込むものとする。

(応募期間)

第5条 応募期間は、平成21年6月1日(月)から6月25日(木)までとする。

(選考)

第6条 市長は、「まちづくり市民会議市民委員選考委員会」を設置し、応募者のなかから選考により、市民委員を決定する。

2 前項の結果は、応募者本人に通知する。

(庶務)

第7条 市民委員の募集に関する庶務は、企画部企画課跡地利用計画推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日より施行する。